

〔通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンターひまわり 宇城市松橋町松山 3567 番地	有限会社ひまわり 宇城市松橋町松山 3571 番地	平成 17 年 2 月 21 日
阿蘇市社協デイセンター春りんどう 阿蘇市内牧 976 番地 2	社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会 阿蘇市内牧 976 番地 2	平成 17 年 2 月 11 日
阿蘇市社協デイセンターいちのみや 阿蘇市一の宮町手野 963 番地 1	社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会 阿蘇市内牧 976 番地 2	平成 17 年 2 月 11 日
阿蘇市社協デイセンターなみの 阿蘇市波野大字波野 2703 番地	社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会 阿蘇市内牧 976 番地 2	平成 17 年 2 月 11 日
ケアセンターそよかぜ 上益城郡山都町今 500	社会福祉法人山都町社会福祉協議会 上益城郡山都町大平 91 番地	平成 17 年 2 月 11 日

〔通所リハビリテーション〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
介護老人保健施設リハビリセンターきくちの里 菊池市大琳寺 123 番地	医療法人社団有朋会 菊池市大琳寺 123 番地	平成 16 年 11 月 24 日

〔短期入所療養介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
介護老人保健施設リハビリセンターきくちの里 菊池市大琳寺 123 番地	医療法人社団有朋会 菊池市大琳寺 123 番地	平成 16 年 11 月 24 日

〔居宅介護支援事業〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
阿蘇市社協春りんどう 阿蘇市内牧 976 番地 2	社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会 阿蘇市内牧 976 番地 2	平成 17 年 2 月 11 日
阿蘇市社協いちのみや 阿蘇市一の宮町手野 963 番地 1	社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会 阿蘇市内牧 976 番地 2	平成 17 年 2 月 11 日
阿蘇市社協なみの 阿蘇市波野大字波野 2703 番地	社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会 阿蘇市内牧 976 番地 2	平成 17 年 2 月 11 日

〔介護老人保健施設〕

施設の名称及び所在地	指定年月日
介護老人保健施設リハビリセンターきくちの里 菊池市大琳寺 123 番地	平成 16 年 11 月 24 日

熊本県告示第 537 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 19 条の 8 に基づく指定病院として、次のとおり指定する。

平成 17 年 4 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

経営種別	病院名	管理者名	所在地	指 定 期 間
医療法人	城山病院	藤岡 俊宏	熊本市城山上代町 1145	平成 17 年 5 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 538 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 4 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護センター典山 球磨郡多良木町多良木 1609 番地 2	有限会社典山會	平成 17 年 4 月 13 日

熊本県告示第 539 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 4 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス陽だまりの家 八代市二見本町 718 番地 2	有限会社ひまわり	平成 17 年 4 月 11 日

熊本県告示第 540 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 4 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ライフケア 玉名市滑石 2307 番地 1	特定非営利活動法人ライフケア	平成 17 年 4 月 8 日

熊本県告示第 541 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 17 年 4 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡五和町大字城木場字堤田 1212 の 3、字井手河内 1246 の 1、1256、字伐山志 1341 の 2、1343 の 2、1343 の 9、1343 の 11 から 1343 の 13 まで、1345 の 2、1347 の 2、1347 の 7、字十庵寺 1349、字砂の通 1392 の 1、1393 の 1、字七ツ隠 1515 の 1、1521、字小ヶ倉 1538、1547、字坪ノ田 1568、1574 の 2、1574 の 4、1575 の 1、1577 から 1579 まで、1580 の 1、1582、1584 の 1、1585 の 1、字横尾 1597 の 1、1597 の 2、1599、1620、1632 の 1、1644 の 4、1651 の 5、1652 の 1、1652 の 2、字碓河内 1678 の 1、字辰平 1693 の 1、1730 の 1、1743、1747
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに五和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 542 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 4 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターわが家 熊本市水前寺公園 27 番 8 号	有限会社ドリーム・ケアハウス	平成 17 年 4 月 18 日